

静岡県告示第184号

住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年静岡県条例第18号）第2条第1項の知事が別に定める区域及び期間（平成30年静岡県告示第207号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
1 条例第2条第1項の表3の項の知事が別に定める区域		1 条例第2条第1項の表3の項の知事が別に定める区域	
市町名	区域	市町名	区域
浜松市	(略) 地区計画「和地地区計画」(<u>平成30年4月1日浜松市告示第239号</u>)のうち「A:専用住宅地区」、「B:兼用住宅地区」、及び「D:幹線道路沿道地区」の区域(住居専用地域を除く。) (略) 地区計画「中瀬南部地区計画」(<u>平成19年4月1日浜松市告示第269号</u>)の区域(住居専用地域を除く。) 地区計画「西美蘭西地区計画」(<u>平成19年4月1日浜松市告示第269号</u>)の区域(住居専用地域を除く。) (略)	浜松市	(略) 地区計画「和地地区計画」(<u>平成31年4月1日浜松市告示第235号</u>)のうち「A:専用住宅地区」、「B:兼用住宅地区」、及び「D:幹線道路沿道地区」の区域(住居専用地域を除く。) (略) 地区計画「中瀬南部地区計画」(<u>平成31年4月1日浜松市告示第237号</u>)の区域(住居専用地域を除く。) 地区計画「西美蘭西地区計画」(<u>平成31年4月1日浜松市告示第238号</u>)の区域(住居専用地域を除く。) (略)
2	(略)	2	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。